

生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた国の対応について

1 事件名

生活保護基準引き下げ処分取消等請求事件

2 事案の概要

厚生労働大臣は、平成25年から平成27年にかけて、生活保護法による保護の基準中の生活扶助基準の改定（本件改定）を行い、被告各市の福祉事務所長らは、原告らに対し、本件改定を理由として、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を行った。本件は、原告らが、本件改定は違法であるなどとして主張し、①被告各市を相手に上記保護変更決定の取消しを求めるとともに、②被告 国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めたもの。

3 判決概要

物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。

2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはない。

4 判決主文

自治体による保護変更決定処分を取り消す。
原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する。

5 国の対応（令和7年～令和8年）

- ・ 8月13日～11月17日 社会保障審議会生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会（9回開催）
- ・ 11月18日 最高裁判決への対応に関する専門委員会において報告書がまとめられるとともに、最高裁判決への対応に関する国と地方の協議
- ・ 11月21日 最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性公表
- ・ 11月28日 最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応に係る令和7年度補正予算案の閣議決定
- ・ 12月19日 第1回 自治体向け説明会
- ・ 2月18日 第2回 自治体向け説明会